

文科省の新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）に関する見解

ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会

8月27日、文部科学省が、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）を発表した。この計画案が実現されれば、2004年度に第七次教職員定数改善計画が終了して以来のものとなり、基本的に歓迎したい。

1、少人数学級推進、教職員定数改善は、子どもたちにとって必要

その内容について、特に、義務制の「少人数学級（35・30人学級）の推進」をあげていることを高く評価したい。学級編制標準の引き下げについて、文科省は、「30人学級実現」など少人数学級制を長年にわたって求めてきた国民の教育要求に対し、その財政的実現性だけでなく、教育効果さえも否定し、実現を拒否し続けてきた。その意味では、文科省が、ようやく少人数学級制の教育的効果を認め、現在の教育状況を改善する方策として必要であると判断するに至ったことは、特筆に値するであろう。英断であると評価したい。その実施により、かなりの部分の教育問題を解決することになるであろうことを期待を込めて強く主張したい。また、2001年義務標準法の改正以来、広がっている地方裁量による部分的「少人数学級制」の矛盾と弊害（基礎定数の切り崩しの進行、臨時的任用の多用、加配定数の恣意的配置による格差拡大など）が、学級編制標準の改善により、抜本的に是正されていくことにも期待したい。

次に、「基礎定数の充実」「生徒指導（進路指導）担当教員、養護教諭、栄養教諭、特別支援教育コーディネーターの配置改善」「障害のある児童生徒への通級指導、外国児童生徒への日本語指導の充実」などの約4万人の教職員定数改善にとりくむとしていることも、教育現場の切実な実態からすれば、改善数に不満はあるものの、評価できる内容である。いじめ、不登校、非行、低学力などの教育困難を打開し、教職員の多忙化、健康破壊状況を改善するなど、現在の教育現場の様々な問題の解決をはかるためには、大幅な教職員定数改善をはかり、教育条件を改善することがどうしても必要である。現場の実態に応じ、さらなる定数改善を求めたい。特に、計画案には見るべきところがない、特別支援学級の学級編制改善、特別支援学校での定数改善、高等学校学級編制の少人数化などの課題についても、今後の改善に期待したい。

一方、「柔軟な学級編制実施のための制度改正」として、市町村に学級編制に係る権限を委譲すること、学級規模が小さくなりすぎないように、弾力的な学級編制を実施するしくみを導入しようとしていることは、慎重な議論による実施が必要と考える。市町村による学級編制権限の強化は、その具体的内容によっては、教職員の県費負担主義をなくすしにしてしまうおそれがある。また、国の教育条件整備義務を、地方自治体に責任転嫁し、地域・学校による教育格差を生む原因となりかねない。学級編制基準の下限設定は、小規模校に不利になり、学校の統廃合の動きに拍車をかける心配もある。それらの実施の結果、子どもの教育を受ける権利が侵害され、教育条件が低下してしまうことがないように十分な検討が必要である。

2, 国によるしっかりとした財政保障が不可欠

計画案の定数改善の実現には、国によるしっかりとした財政保障が不可欠である。その点で、中教審初等中等分科会の提言で盛り込まれていた「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求め、国庫負担率の二分一への復元についても検討が臨まれる」という部分についての言及が、計画案に見られないのは、気がかりなところである。

2005年、自公政権の時代にも、文科省は今回と同様に、少人数学級制実現を内容とする第八次教職員定数改善計画案をまとめて、実現させようと動いた。しかし、財界とその意向を受けた政府・財務省が、「財政再建」「構造改革」を理由に反対し、その実現を阻んだ。今回の計画案も、8年間での増員は計約5万人で、国の新たな負担は約1100億円となり、退職などの自然減が約3万人出ると見込んで、純増分では約2万人増、国の負担は約400億円となると算定されている。現菅内閣も、「財政再建」を基本政策として、各省の概算要求に対しても、厳しい予算抑制努力を求めており、文科省の今回の概算要求がすんなりと承認されるとは考えられない情勢であると報道されている。計画案に、児童生徒数減や定年退職者増で見込まれる教職員の給与減による財源活用の注意書きや、「改善増に必要となる財源確保について理解を得ることが必要」という文言が見られるのは、こうした財源問題への文科省の配慮であろう。

文科省は、財源確保の大義名分でもある計画策定の目的を「『強い人材』の実現は、成長の原動力としての未来への投資」のためとしている。そして、計画の内容に関わる予算は、菅内閣が新設する「元気な日本復活特別枠」として予算要求し、他の省庁の「成長戦略」政策などと「政策コンテスト」で競わせる方針である。私たちは、このように子どもへの教育を「未来への投資」ととらえ、国家の経済成長の「人材」とする文科省の考え方には、異論を唱えたい。そもそも教職員の配置は、最も基本的な教育条件に関することからである。そして、教育を受ける権利（憲法26条）、教育の機会均等（教育基本法4条）を子どもたちに保障するものであり、そのために国は教育水準の維持向上を図り、教育条件を整備する義務（教育基本法16条）がある。したがって、教職員定数改善計画の内容は、国家の経済成長への投資額なのではなく、こうした子どもの権利保障のためのナショナルミニマム（国による最低保障）水準に関することからである。それは、どんな地域や家庭に生まれようとも、どんな財政状況であろうとも、日本国民である子どもには必ず、投資的経費ではなく、義務的経費として保障されなければならない教育分野での最低水準のひとつである。今回、文科省は、学級編制や教職員定数などについて、広く国民や教育現場から意見を聴き、この計画内容を決定した。つまり、計画案の内容は、一定の国民的合意の上に立案されたものと考えてよいのではないかと。よって、政府は、子どもと教育に関わるナショナルミニマムとして、直ちに大幅な教職員定数改善計画の実施に踏み出すべきである。そして、その教育財政制度改革として、義務教育費国庫負担制度の整備拡充（総額裁量制の廃止、国庫負担率を二分の一に復元、負担対象の改善など）を行うべきである。

3, 意見を表明し、国民的議論によって教育制度改革を実現しよう

教職員定数改善計画案は立案され、政府に提出された。その成否は、今後の国民の世論と運動にかかっているといえよう。文科省による教職員定数改善計画案の発表をきっかけに、学級編制と教職員定数の問題にとどまらず、子どもの様々な教育条件におけるナショナルミニマムに関する議論が巻き起こり、国民各層より様々な意見や提案、提言が表明、発信されて、国民的議論の中で教育諸制度が改革されていくことを期待したい。私たちひとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会も、そのための調査研究と政策提言を今後も続けていきたい。